

債権管理における滞納処分手続きとその留意点 について

多田 隼颯

豊岡河川国道事務所 経理課 (〒668-0025 兵庫県豊岡市幸町10-3)

国土交通省が管轄している国道において発生した事故によって破損した附属物の復旧費用は、現在、管轄する各事務所において復旧作業が行われた後、原因者に請求するというのが一般的な運用となっている。しかし、その復旧費用が期限を過ぎても納付されないといったケースが発生し、中には度重なる督促を行っても納付がされないまま時効を迎えてしまい、債権回収が不可能となってしまうこともある。このような状況を受け、平成21年には会計検査院より復旧費用に係る債権の管理について是正改善の処置を求められるなど、今後滞納処分による債権回収はますます必要となってくると考えられる。

そこで今回は、滞納処分の執行方法やそれに必要とされる手続き、また滞納処分の執行についての留意点等について、滞納処分の実例も交えて発表する。

キーワード 債権管理、滞納処分、差し押さえ、督促状、時効中断

1. 道路損傷債権とは

道路損傷債権とは、国土交通省が直轄管理を行っている国道において発生した事故の復旧費用にかかる債権である。この道路損傷債権には「原因者負担制度」という制度が設けられており、道路法第22条、第58条を根拠としている。この制度に基づいて、道路附属物の復旧費用を原因者に請求し、道路損傷債権として管理を行っている。

・道路法第22条

道路管理者は、道路に関する工事以外の工事（以下「他の工事」という。）により必要を生じた道路に関する工事又は道路を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは道路の補強、拡張その他道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた行為（以下「他の行為」という。）により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持を当該工事の執行者又は行為者に施工させることができる。

2. 前項の場合において、他の工事が河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、又は準用される河川の河川工事（以下「河川工事」という。）であるときは、当該道路に関する工事については、同法第19条の規定は、適用しない。

・道路法第58条

道路管理者は、他の工事又は他の行為により必要が生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。

2. 前項の場合において、他の工事が河川工事であるときは、道路に関する工事の費用については、河川法第68条の規定は、適用しない。

このように、「原因者負担制度」の負担方法については二つの条文が存在しているが、近畿地方整備局では基本的に第58条による復旧方法が用いられている。具体的には、復旧工事を道路管理者が先に行い、その後工事に要した費用を原因者に請求するもので、この復旧方法を採用する理由としては、国が管理している直轄国道は重要な幹線道路であり、損傷した状態が長引くと第二の事故を誘発する恐れがあり、損傷箇所の迅速な復旧が必要とされているためである。

また道路法債権は公法上の債権であるため、会計法第31条により、時効の援用を要することなく履行期限の翌日から5年で時効が成立してしまうため時効の中断措置を講じ、時効による消滅を防ぐ必要がある。時効を中断させる時効中断措置として次の3つが民法第147条

で定められている。

- ① 請求
- ② 差押え、仮差押え又は仮処分
- ③ 承認

①の請求には、裁判上の請求、支払命令、和解のための呼び出し、任意出頭、破産手続参加、催告がある。このうち催告とは裁判外での請求であり、催告以外の上記の請求を行わなければ時効中断の効力は生じない。

②の差押え、仮差押え又は仮処分とは実際に債権者が債務者に対して差押え等を行うことであり、この場合にも時効は中断される。

③の承認とは、債務者が債務の存在を認識することである。債務の認識は債務の存在を認めることや、債務の弁済を行うことによって承認とみなされるため、分割払による債務の弁済も時効中断措置とされる。

上記のような時効中断措置を講じ、債権の保全を行うことが道路損傷債権の管理を行う上で重要なことであるといえる。

2. 道路損傷債権の現状について

過去3年間の近畿地方整備局管内での道路損傷債権の徴収決定件数とそのうち収納未済となっている件数を見てみると、平成28年度の徴収決定件数は1,775件で、そのうち収納未済件数が391件。同じく平成29年度は徴収決定件数1,663件中256件が収納未済、平成30年度は徴収決定件数1,595件中258件が収納未済となっており、毎年全体の20%前後の債権が履行期限までに納付されていないという状況である。このことから、債権の適切な管理を行うことで収納未済となってしまう債権を減少させることに加えて、収納未済となってしまった債権についても回収できるように対応する必要があるといえる。

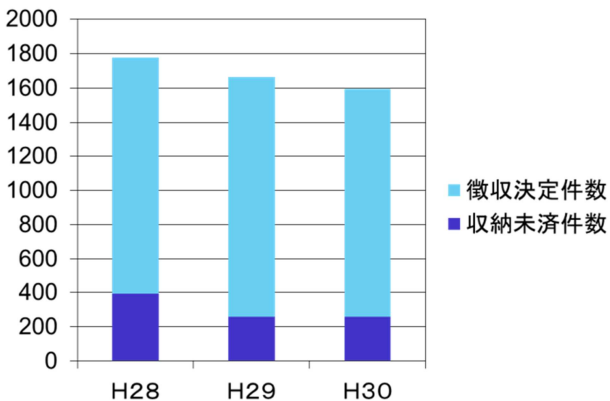


図-1 過去3年間の道路損傷債権の徴収決定件数と収納未済件数（令和元年5月現在）

3. 滞納処分について

道路損傷債権は道路法第73条第3項に、国税滞納処分の例により原因者負担金等を徴収することができる定められている。そのため、債権者が自ら滞納処分を実行し、自力執行を行うことが認められている債権となっている。このことから債権管理施行令第16条において、国税滞納処分の例による債権は督促後、相当の期間が経過してもなお納付がない場合においては滞納処分を行うことが求められており、道路損傷債権においても相当の期間経過後には速やかに滞納処分手続きをとる必要がある。

- ・ 差押えまでの流れ



① 納入告知

債権発生後に行う最初の手続き。納入告知書には納付期限が設けられ、この期限日の翌日から5年以内に支払がなければ時効消滅する。

② 督促

債権が履行期限経過後も履行されていない場合、催告書や督促状を送付する。また、電話による督促や、状況に応じて臨戸督促等による督促も行う。

③ 滞納処分の請求

督促状発行後、相当の期間を経過しても履行がなされない場合、歳入徴収官は道路管理者へ滞納処分請求を行う。

④ 債権引継ぎ

履行期限経過後も履行されない各事務所の債権につい

て、国税滞納処分の例によって徴収する場合は、国土交通省所管債権管理事務取扱規則運用方針第10条関係2(2)に基づき、歳入徴収官へと債権の引継ぎを行わなければならない。

H31. 2. 15	分任歳入徴収官から歳入徴収官へ債権の引継ぎ。
H31. 2. 21	金融機関において債権の差押・取立を執行。

⑤財産調査

滞納処分の対象となる財産について、金融機関等において調査を行う。預金口座等の照会の依頼をかけ、場合によっては直接金融機関へと赴き、調査を実施する。

⑥差押え

督促後相当の期間を経過後もなお弁済がなく、財産調査により差押え対象となる財産が確認できた場合は、差押えを行う。差押えの際には、債権差押通知書、差押調書、差押調書謄本を作成し交付する。

⑦充当

現金を受領し、歳入歳出外現金出納官吏より日本銀行に払込を行う。

本事案では、履行期限経過直後に本人より当時の雇用主が費用負担をすべきと主張があり、その後連絡が途絶えてしまった。平成30年5月に納付催告書を発行したところ本人より連絡が入ったため、督促を行ったが支払いはなかった。臨戸督促を行ったところ、債務者本人の現在の勤務先が判明。また、財産調査を実施したところ給与以外の残高がある口座を確認。これにより口座の預金差押えと給与差押えの両方の準備を進め、滞納処分請求を行った。差押え執行前に再度金融機関への財産調査を実施したところ、給与以外の残高が引き続き存在することが確認できた。これを受けて、近畿地方整備局において初となる差押えからの取立を執行した。

4. 滞納処分の実例

滞納処分請求を行い、実際に債権の差押えに至るためには先述のプロセスを経ることに加え、状況に応じて様々な対応をとる必要がある。ここでは実際に滞納処分を行い、差押えを行った案件と差押えを行えなかった案件を1件ずつ抽出し、当時の経緯と実際にどのような手続きを行って滞納処分に至ったかについて考察する。

◆事案2

債務者 B氏
債権金額 124,322円
納入告知日 平成25年1月17日

◆事案1

債務者 A氏
債権金額 101,718円
納入告知日 平成25年8月19日

H30. 8. 30	督促状を発行。本督促より6ヵ月以内に時効中断措置をとることで、時効中断の効力が生じる。
H30. 9. 7	臨戸督促を実施。本人は不在だったが、本人の親と会うことができ、本人の現在の勤務先が判明。
H30. 10. 12	金融機関への財産調査を実施。債務者の居住地付近に存在するすべての金融機関へ口座の照会を依頼。調査の結果、給与以外の残高を確認。
H30. 12. 10	道路管理者へ滞納処分請求。
H31. 1. 10	道路管理者（本局路政課）より発送の督促状が相手方へ到達。
H31. 1. 29	前回残高を確認できた金融機関への財産調査を再度実施。1月現在、十分な預金額があることを確認。

H25. 4. 19	督促状を発行。その後毎月催告書の発行を行うも支払いはなかった。また、電話による督促も試みたが不通。
H25. 10. 21	臨戸督促の実施。本人と会うことができ、債務についても認識している様子であった。納付書を紛失していたので、再度発行する旨を伝えるがその後連絡がつかなくなってしまった。
H28. 11. 16	金融機関への財産調査を実施。金融機関に口座を保有していることを確認。
H29. 7. 5	道路管理者へ滞納処分請求。
H29. 7. 21	臨戸督促の実施。本人不在。自宅の電気メーターは全く動いておらず、所有している軽自動車は車検が1年ほど切れた状態であった。
H29. 7. 27	市へ課税関係の照会と軽自動車検査協会へ検査記録事項の交付申請を行う。
H29. 8. 2	道路管理者（本局路政課）より、金融機関への財産調査を実施。
H29. 8. 7	市より回答。市・県民税は過去3年間非課税（収入33万円以下）。軽自動車税は過去3年間にわたり滞納していることが判明。
H29. 8. 10	金融機関より財産調査の回答。債権を充当するに足る預金は存在せず。
H29. 8. 18	軽自動車検査協会からの回答を踏まえ、債務者が所有する軽自動車に資産価値はほとんどないと判断。

H29. 11. 2	実父の資産状況の調査を行ったが、債権を充当するに足る資産は確認できず。
H29. 12. 26	債務者の資産状況の調査の結果、滞納処分を執行しても債権を回収することは困難と判断し、滞納処分の執行を停止。
H30. 2. 5	時効により債権消滅。

本事案は、履行期限を経過後も支払いがなく、督促状の発行や、臨戸督促を行っても事態に進展が見られなかったため滞納処分請求を行った。差押えの執行に向けて手続きを進めていたが、債務者には換価可能な資産がないことが財産調査によって判明したため、国税徴収法第153条に基づき、滞納処分の執行を停止した。

5. 滞納処分の留意点について

滞納処分は、実際に債務者の財産を差押えることから様々な点に留意して手続きを進めることが求められる。滞納処分を実際に行ってみて留意した点や、次回以降留意しなければならない点等について考察する。

まず、一つ目は督促の民法上の催告としての効力についてである。文書で行う督促には催告書や督促状等があるが、現状、督促状の発行は債権管理システムより行っており普通郵便での発送となってしまう、催告の効力を立証することができない。そのため、別途催告書等を内容証明郵便で発送する必要がある。

二つ目は、差押え可能額についてである。事案1において滞納処分をした際には、債務者の口座に預金が存在したためその預金を差押えることができたが、預金の差押えではなく給与を差押える場合、国税徴収法施行令第34条により給与の差押え禁止額が定められているため、

差押え対象が該当するか確認を行う必要がある。

三つ目は、滞納処分が対象口座が解約されていたり、残高不足となった場合の対応についてである。事案1においては、口座が解約されていた場合は債務者が口座を有している近隣の金融機関において差押えを行う予定であったため、他の金融機関についても財産調査を実施していた。このような準備を進めておくことで、円滑に滞納処分を実施することができると思う。

6. 今後の展望

今回、前述の事案1において近畿地方整備局で初めて金融機関に赴き、差押えからの即日取立を執行したが、依然として収納未済となってしまう債権も多い。この収納未済債権を減少させるためには、滞納処分が非常に有効であり、今後滞納処分をより積極的にを行うためには滞納処分手続きの単純化が必要であると考えられる。今までは近畿において前例がなく、困難なものだと考えられていたが、他地整での執行状況や今回の執行例を参考に執行手続きを単純化することで、滞納処分へのハードルを下げる事ができる。また、滞納処分に関する研修等の機会を設け、専門知識を習得することでより円滑に滞納処分手続きを進めることが出来ると思う。このように滞納処分の執行により収納未済債権を減少させることが出来れば、国の財政上の利益の確保や債務者間の不公平の解消に貢献することができると思う。

謝辞：本論文の作成にあたり、関係者の皆様から様々なデータを提供していただきました。深く感謝いたします。